

報 告 第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年3月6日提出

新居浜市長 石川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 4 号

損害賠償の額の決定について

公用車の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年2月18日

新居浜市長 石 川 勝 行

- 1 損害賠償の額 10万円
- 2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成26年1月17日午後4時30分頃、新居浜市役所第2駐車場（一宮町一丁目13番）において、公用車が駐車しようとして後進した際、駐車中の普通自動車に接触し、車両を損傷させた。